令和５年 10 月 10 日

消費者支援ネットワークいしかわとハロー・テクノ株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第１項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

１．協議が調ったと認められるものの概要

（１）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「消費者支援ネットワークいしかわ」という。）が、ハロー・テクノ株式会社（以下「ハロー・テクノ」という。）に対し、「駐車場利用規約」における免責条項が、消費者契約法第８条第１項 (※) に規定する不当条項に該当するとして、修正を求めた事案である。

（※）消費者契約法
（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）
第八条　次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。
一　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項
二　事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項
三　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項
四　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項
五　［略］
２　［略］

注）上記の差止請求が行われた日現在の規定

（２）結果

消費者支援ネットワークいしかわは、令和元年 12 月 18 日、ハロー・テクノに対する申入れを開始し、同社により申入れの趣旨に沿う本件条項の改定がなされたことを

確認したものとして、令和５年４月 21 日、申入れを終了した。

２．適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（法人番号 5220005007848）

３．事業者等の氏名又は名称

ハロー・テクノ株式会社（法人番号 5120001134235）

４．当該事案に関する改善措置情報 (※) の概要

なし

(※)　改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】
消費者庁消費者制度課　　電話：03－3507－9165
URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html